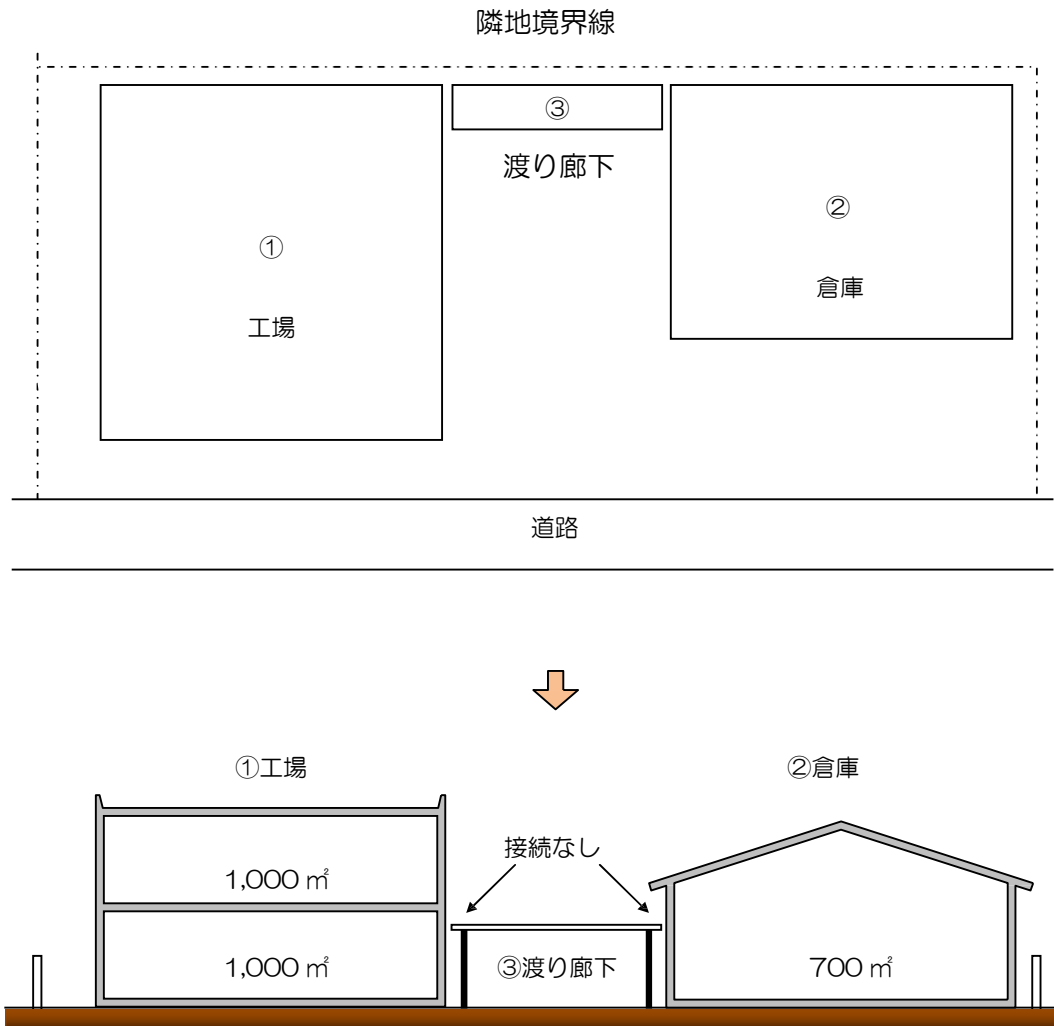


第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

（第1-1図参照）



建築物	用途	政令別表第1	階数	延べ面積
①	工場	(12)項イ	2/0	2,000 m ²
②	倉庫	(14)項	1/0	700 m ²
③	渡り廊下	(15)項	1/0	50 m ²

3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1-1図

第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い（令和6年3月まで）

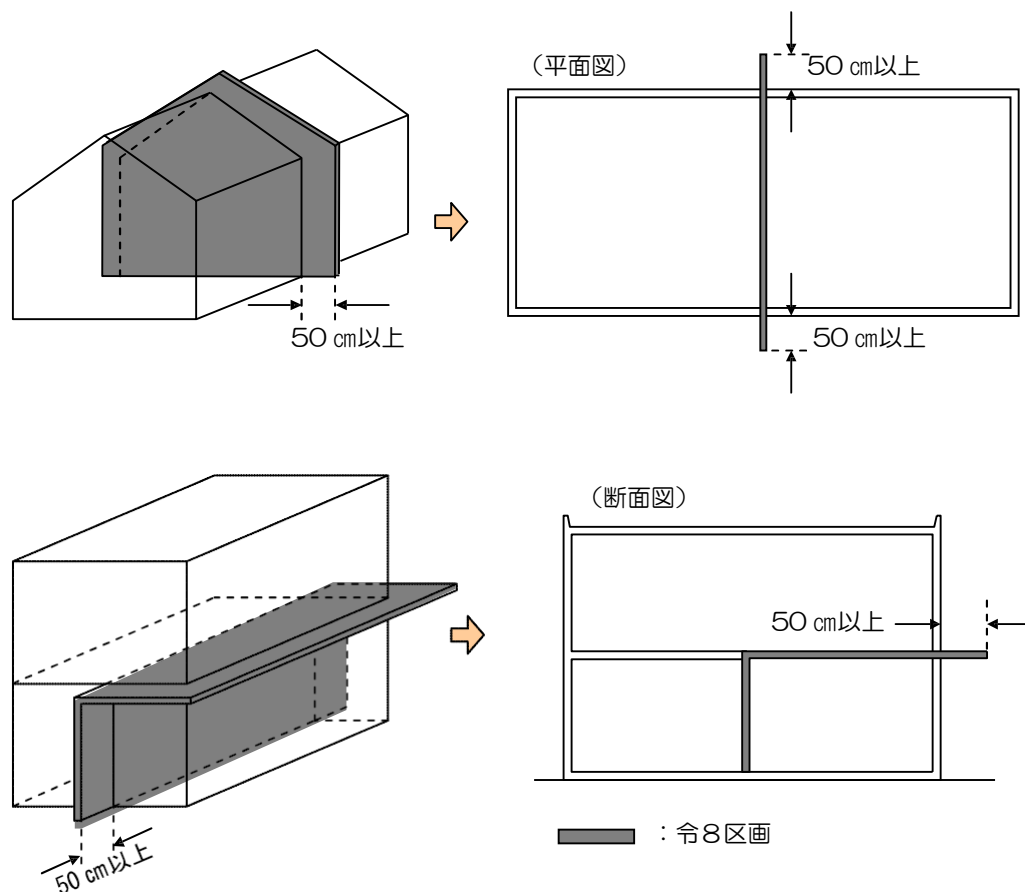
政令第8条に規定する区画（以下この項において「令8区画」という。）の取り扱いについては、次によること。

1 構造等

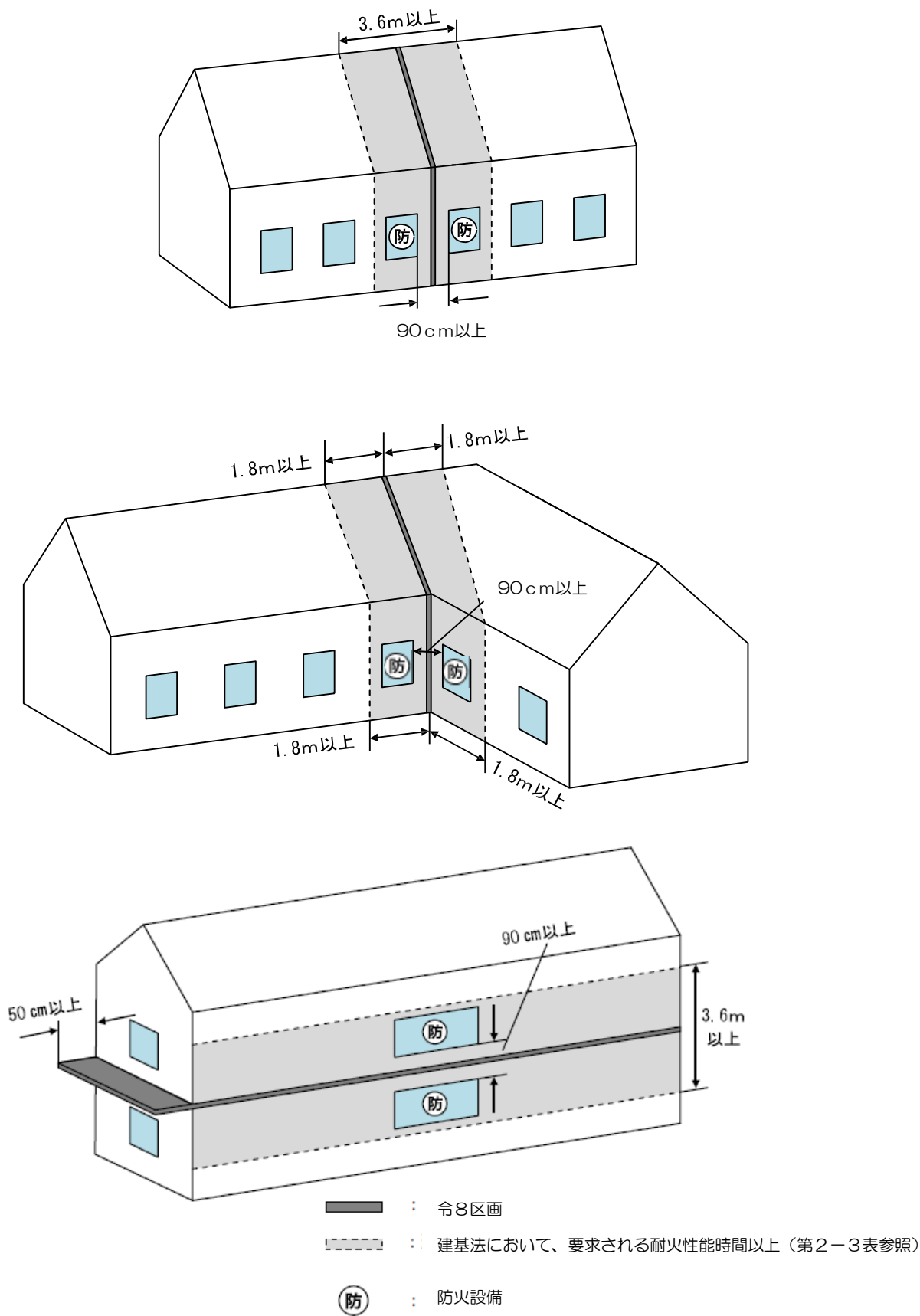
政令第8条に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とは、次に示す構造を有する必要があること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。（第2-2表参照）
- (2) 建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。（第2-1図参照）

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、令8区画を含む3.6m以上（当該令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上）にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。（第2-2図参照）



第2-1図



第2-2図

2 令8区画を貫通する配管等

令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。

ただし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、次に適合する場合は、この限りではない。（第2-1表）

第2-1表

設備種別等	令8区画適用の可否	
	認められる	認められない
空調設備	鋼管又は鋳鉄管（以下この項において「鋼管等」という。）を用いる冷水配管又は温水配管	換気、暖房又は冷房設備の風道（ダンパー付を含む。）
ダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの		すべて
給排水管（付属する通気管を含む。）	鋼管等	左記以外の配管 （例）塩化ビニル管 陶管
配電管又は電気配線		すべて
ガス配管		すべて

(1) 配管等は、次に適合すること。

ア 鋼管

- (ア) JIS G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (イ) JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- (ウ) JIS G 3452（配管用炭素鋼管）
- (エ) JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼管）
- (オ) JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）
- (カ) (ア)から(オ)までの鋼管と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの。

イ 鋳鉄管

- (ア) JIS G 5525（排水用鋳鉄管）
- (イ) (ア)の鋳鉄管と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの。

ウ 鋼管等と同様の取り扱いができる配管

- (ア) 日本水道鋼管協会規格（以下この項において「WSP」という。）O32（排水用ノントールエポキシ塗装鋼管）
- (イ) 次に掲げる配管のうち、その内部が常に充水されているもの。
 - a 日本水道協会規格（以下この項において「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - b JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - c JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - d WSP O11（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - e WSP O39（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - f WSP O42（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - g WSP O54（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

エ 消防防災用設備機器性能評定委員会（(財)日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたもの。

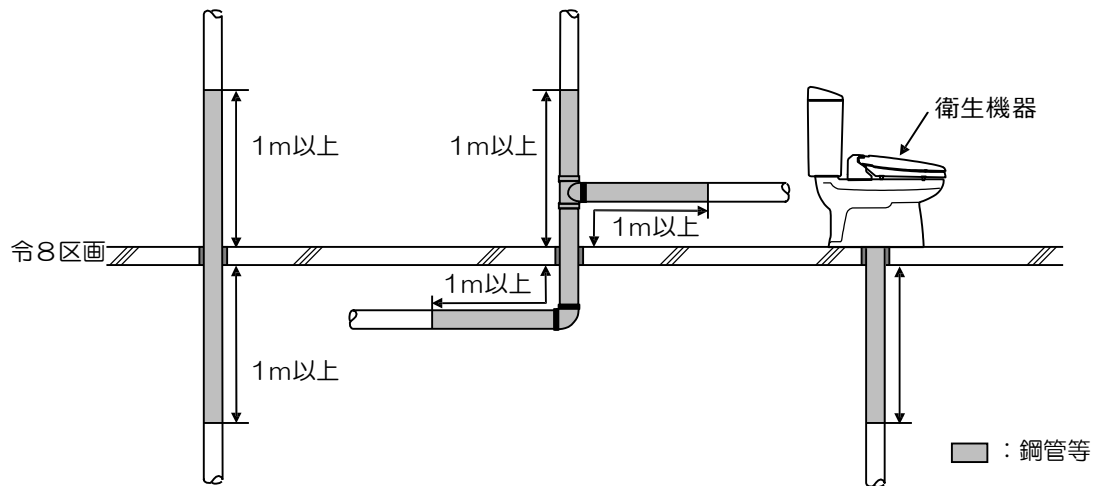
(2) 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。
(第2-3図参照)

ただし、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次のア及びイに適合する場合は、この限りでない。(第2-3図参照)

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。



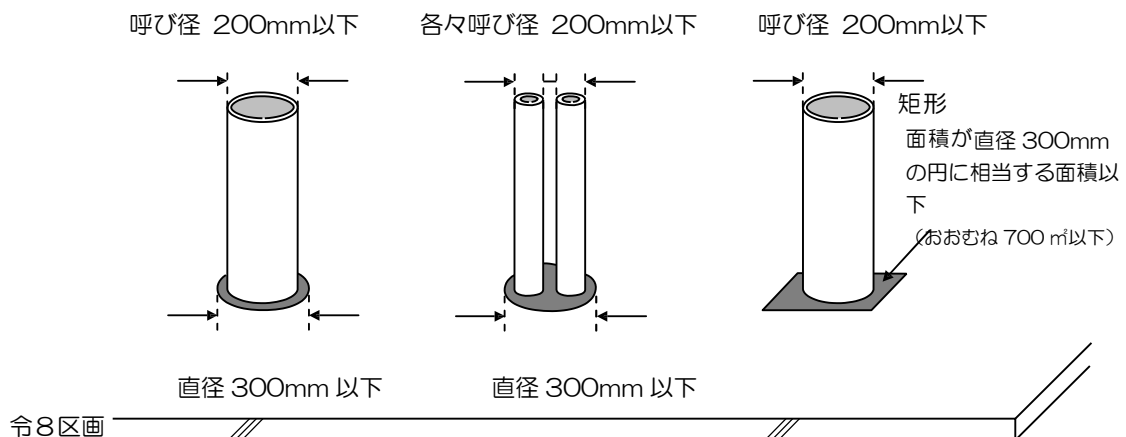
第2-3図

(3) 配管及び貫通部は、一体で建基法第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

(4) 一の配管は、呼び径が200mm以下のものであること。(第2-4図参照)

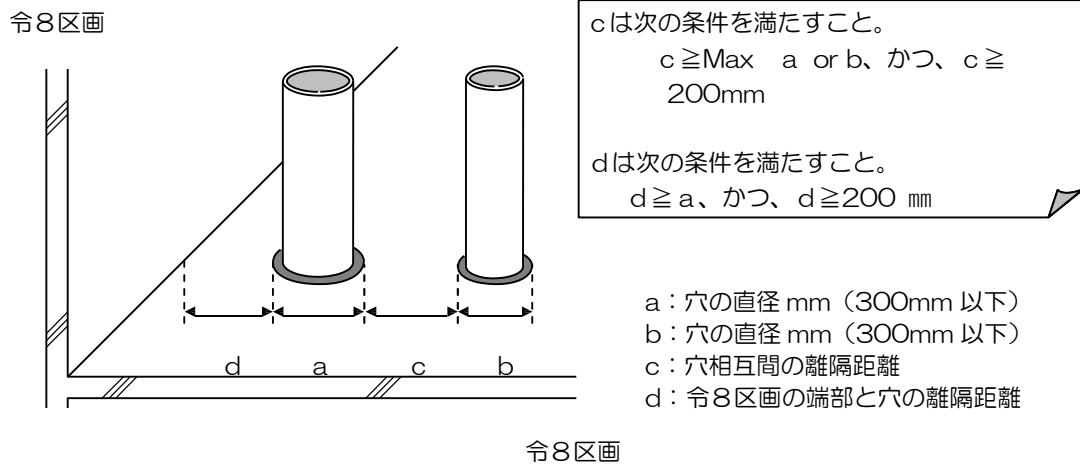
(5) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が、300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。(第2-4図参照)



第2-4図

- (6) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。
 なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。
 （第2-5図参照）



第2-5図

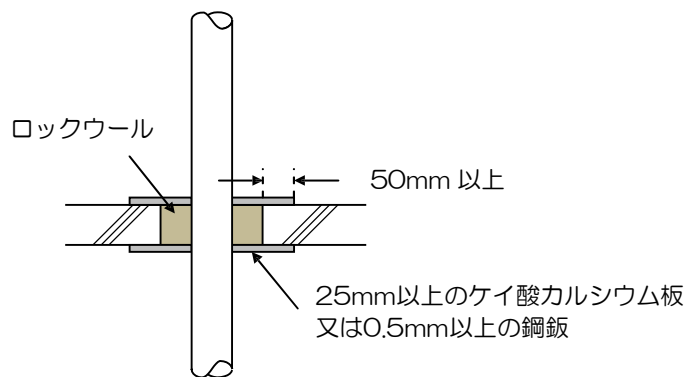
- (7) 配管の貫通部の処理は、次による方法により完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工とすること。

ア セメントモルタルによる方法

- (ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
 (イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。
 (ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法（第2-6図参照）

- (ア) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150kg/m^3 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150kg/m^3 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
 (イ) ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。



第2-6図

(8) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれ（配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合）のある場合には、ア又はイの措置を講ずること。

ア 可燃物への接触防止措置（第2-7図参照）

（ア）に掲げる被覆材を（イ）に定める方法により被覆すること。

（ア） 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

（イ） 被覆方法

（床を貫通する場合）

鋼管等の呼び径	被 覆 の 方
100mm以下	貫通部の床の上面から上方 60cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え 200mm以下	貫通部の床の上面から上方 60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cmの範囲には、もう一重被覆する。

（壁を貫通する場合）

鋼管等の呼び径	被 覆 の 方
100mm以下	貫通部の壁の両面から左右 30cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え 200mm以下	貫通部の壁の両面から左右 60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cmの範囲には、もう一重被覆する。

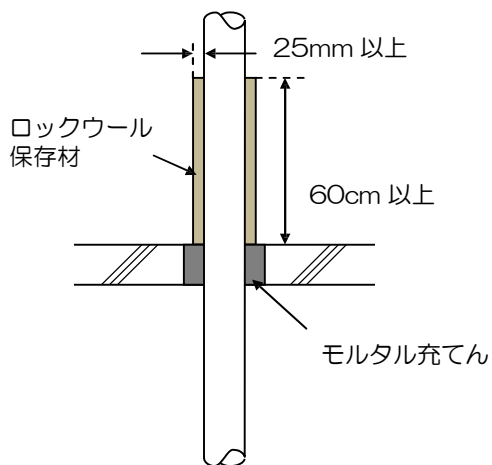
イ 給排水管の着火防止措置

次の（ア）又は（イ）に該当すること。

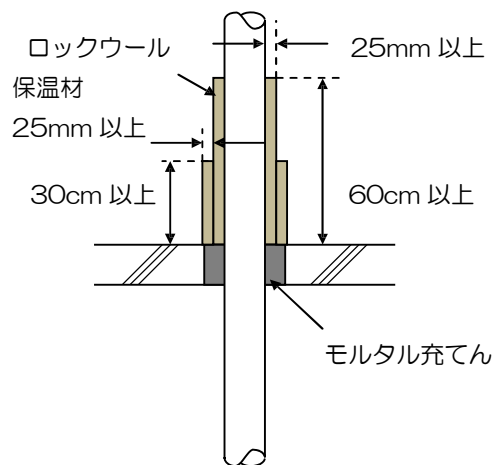
（ア） 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

（イ） 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

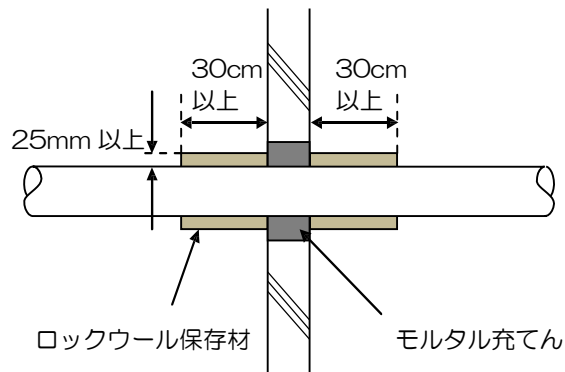
（鋼管等の呼び径 100mm以下）



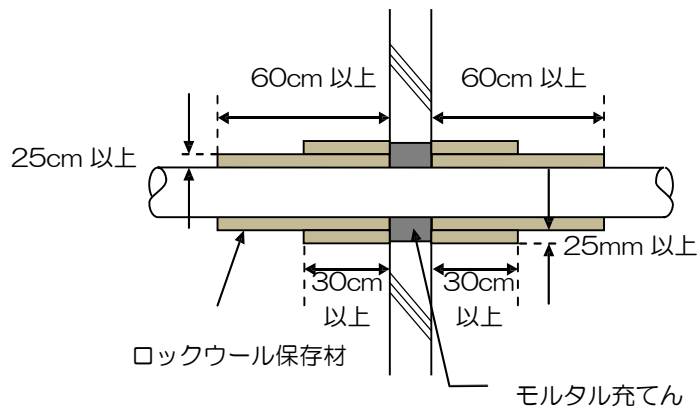
（鋼管等の呼び径 100mmを超え 200mm以下）



鋼管等の呼び径 100mm 以下



鋼管等の呼び径 100mm を超え 200mm 以下



第2-7図

(9) 配管等の保温 配管等を保温する場合には、次のア又はイによること。

ア 保温材は、前(8)ア(ア)に掲げる材料を用いること。

イ 給排水管にあっては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、前(7)及び(8)の規定について、特に留意すること。

(10) 配管等の接続 配管等を前(2)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、(イ)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(ア) メカニカル接続

a ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この項において同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

b 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

d 押し輪又はフランジで押さえること。

e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(イ) 差込み式ゴムリング接続

- a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っぱり強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

- a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(エ) ねじ込み式接続

- a 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- b 接合剤をネジ部に塗布すること。
- c 継手を挿入管にねじ込むこと。

(オ) フランジ接続

- a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

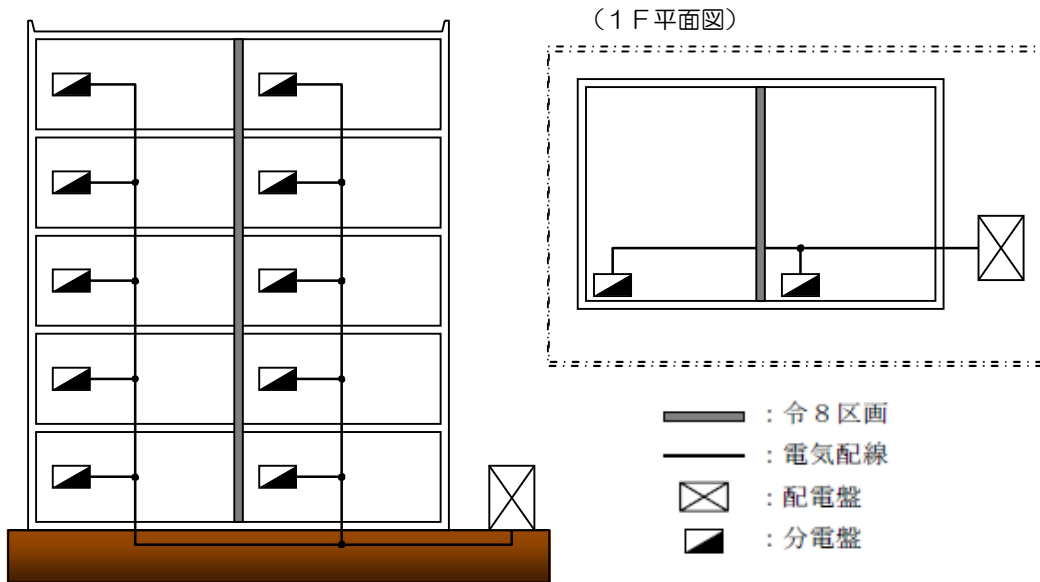
(11) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

3 令8区画の貫通が認められない配管等の取り扱い

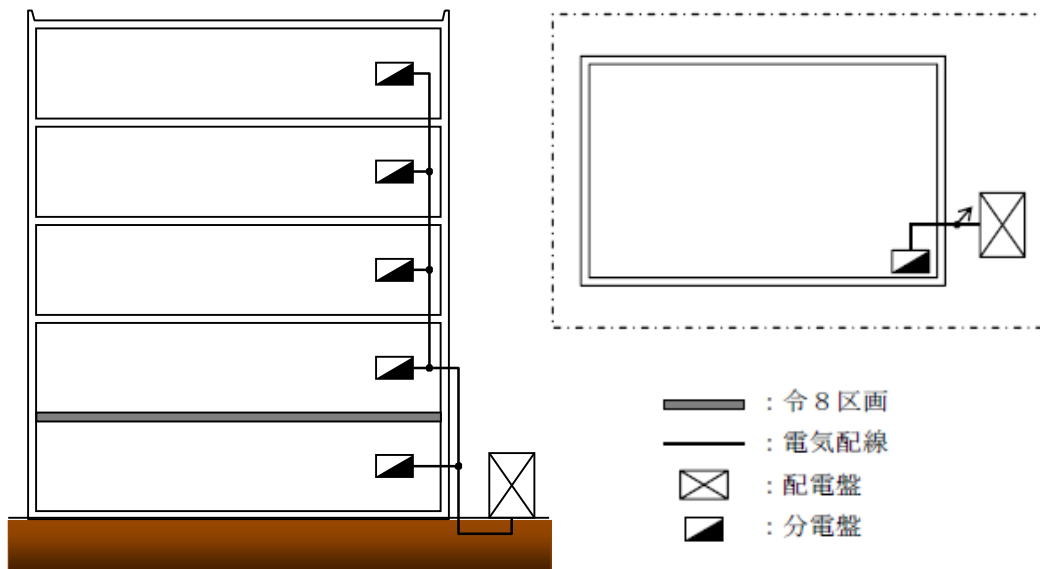
令8区画の貫通が認められない配管等（換気、暖房又は冷房設備の風道、配電管又はガス配管等）は次による場合、認められること。

(1) 地中埋設の場合（第2-8図参照）



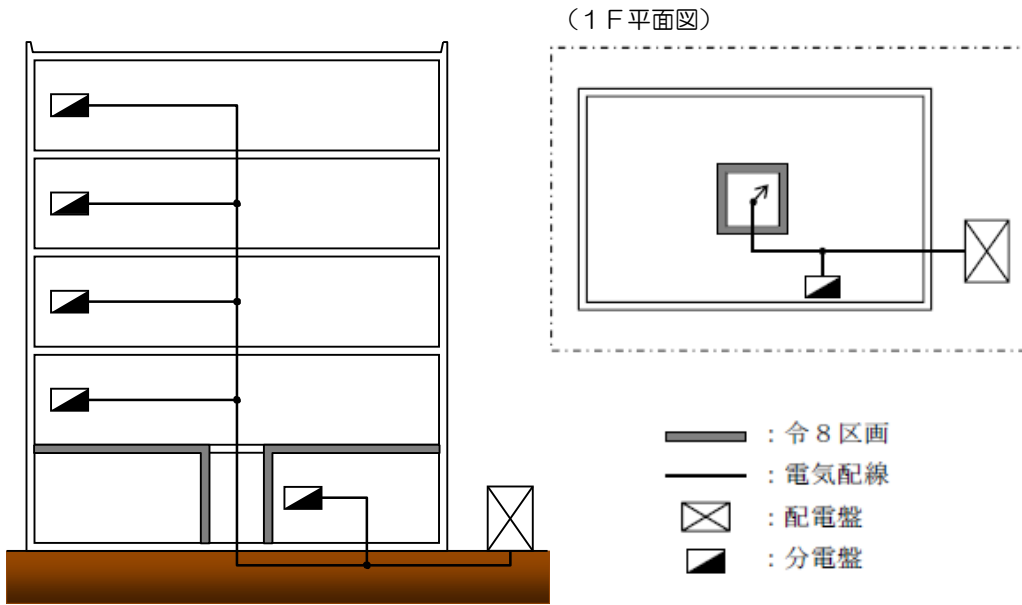
第2-8図

(2) 屋外配管の場合（第2-9図参照）



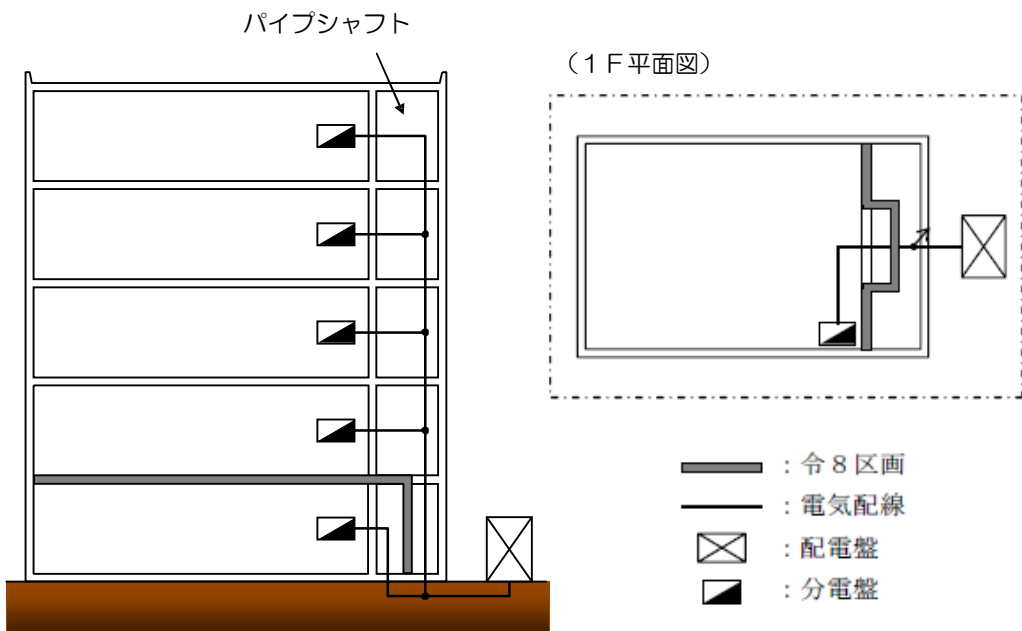
第2-9図

(3) 専用耐火パイプシャフトを設けた場合（第2-10 図参照）



第2-10図

(4) 専用パイプシャフトを設けた場合（第2-11 図参照）



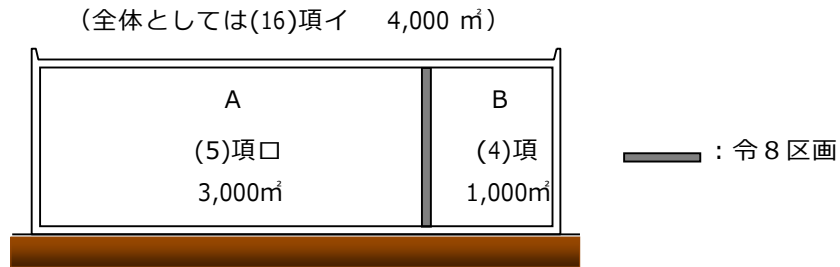
第2-11図

4 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の取り扱い

(1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。(第2-12 図参照)

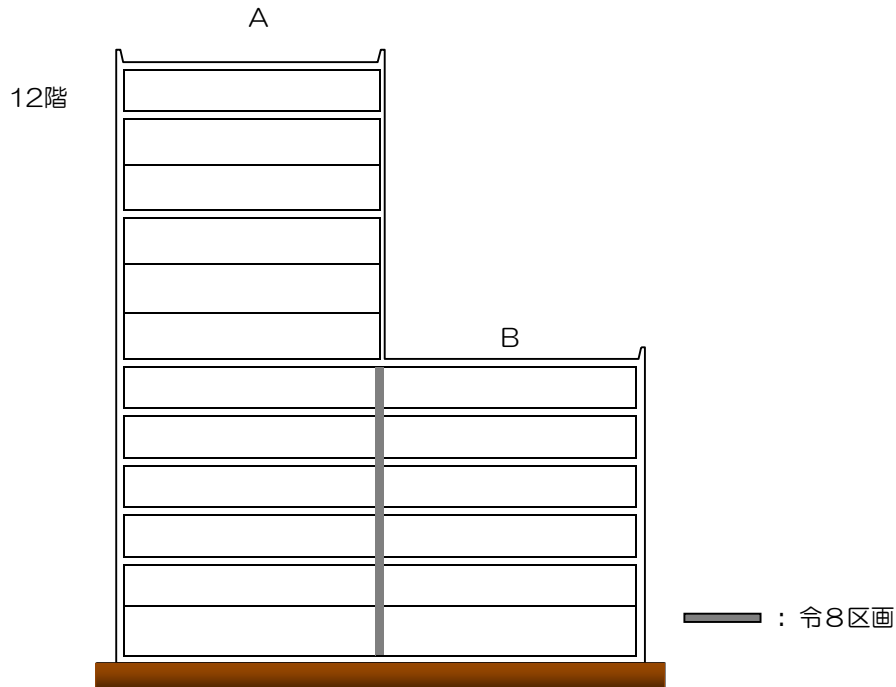
ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。(第2-13 図参照)

(例1)



A→延面積 3,000m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→延面積 1,000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

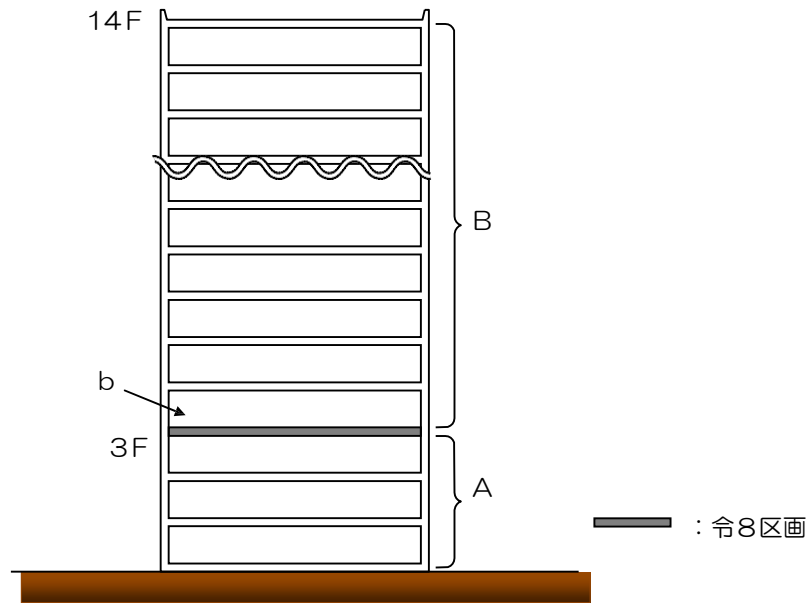
(例2)



A→階数12の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第2-12図

(例3)



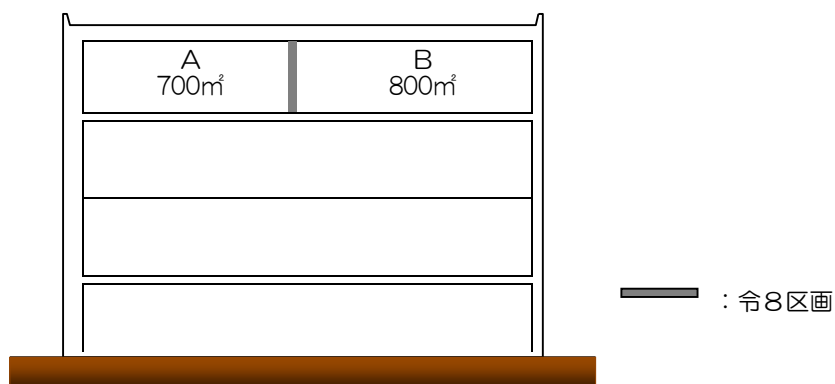
A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第2-13図

- (2) 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。（第2-14図参照）

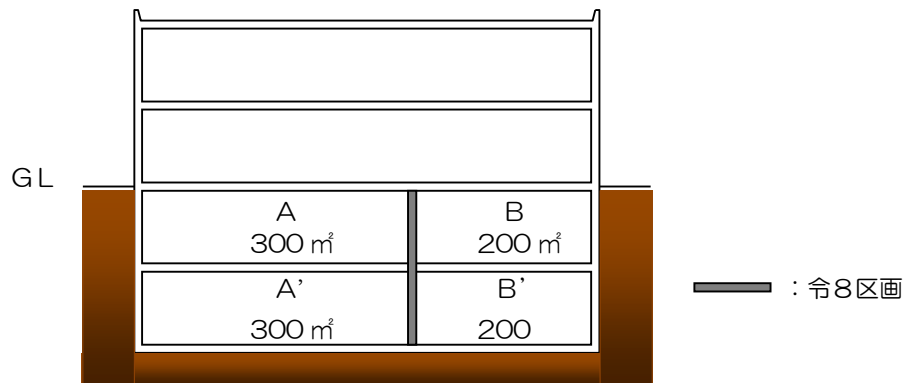
(例4)

(4) 項



4階部分の床面積は1,000m²以上であるが、A、Bは4階で1,000m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号を適用しない。

(例5)

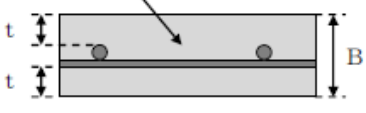
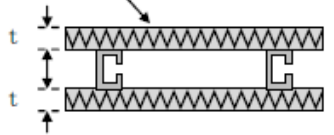
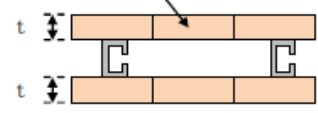
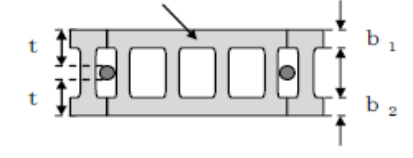
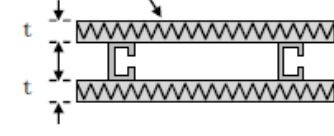


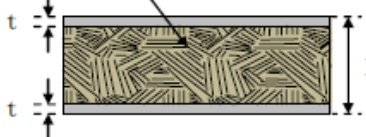
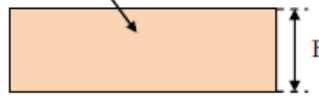
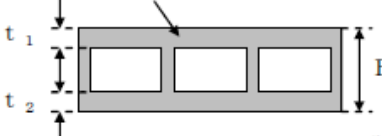

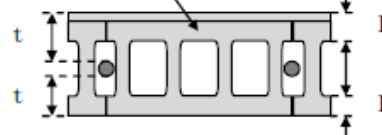
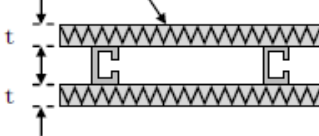
地階部分の床面積は 700 m²以上であるが、(A+A') (B+B') は地階において 700m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

第2-14図

第2-2表

建基法第2条第7号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法
 (耐火構造の構造方法を定める件(平成12年6月建設省告示第1399号))

部分	構造	被覆
壁	<p style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造</p>  <p style="text-align: center;">$B : 10 \text{ cm 以上}$ $t : 3 \text{ cm 以上}$</p>	<p>鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3cm未満のものを除く。)で厚さが10cm以上のもの</p>
	<p style="text-align: center;">鉄網モルタル</p>  <p style="text-align: center;">$t : 4 \text{ cm 以上}$</p>	<p>軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)</p>
	<p style="text-align: center;">石</p>  <p style="text-align: center;">$t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが5cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの</p>
	<p style="text-align: center;">コンクリートブロック</p>  <p style="text-align: center;">$B = b_1 + b_2 : 8 \text{ cm 以上}$ $t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの</p>
	<p style="text-align: center;">鉄網パーライトモルタル</p>  <p style="text-align: center;">$t : 3.5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)</p>

部分	構造	被覆
壁	<p>木片セメント板</p>  <p>$B : 8 \text{ cm 以上}$ $t : 1 \text{ cm 以上}$</p>	<p>木片セメント板の両面に厚さ1 cm以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が8 cm以上のもの</p>
	<p>軽量気泡コンクリート製パネル</p>  <p>$B : 7.5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5 cm以上のもの</p>
	<p>中空鉄筋コンクリート製パネル</p>  <p>$B : 12 \text{ cm 以上}$ $t_1 + t_2 : 5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが12 cm以上であり、かつ、肉厚が5 cm以上のもの</p>
床	<p>鉄筋コンクリート造</p>  <p>$B : 10 \text{ cm 以上}$ $t : 2 \text{ cm 以上}$</p>	<p>鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが10 cm以上のもの</p>
	<p>コンクリートブロック</p>  <p>$B = b_1 + b_2 : 8 \text{ cm 以上}$ $t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8 cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm以上のもの</p>
	<p>鉄網モルタル</p>  <p>$t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	<p>鉄材の両面を塗厚さが5 cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）</p>

第2-3表

耐火性能時間（建基令第107条第1号）

建築物の部分		建築物の階		
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1時間	2時間	2時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1時間	2時間	2時間
柱		1時間	2時間	3時間
床		1時間	2時間	2時間
はり		1時間	2時間	3時間
屋根		30分		
階段		30分		

(1) この表において、建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

(2) 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

(3) この表における階数の算定については、建基令第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

※階数に算入されない
ペントハウス等は、
最上階の耐火時間と
同一とする。

建築物の部分	壁		柱	床	はり	屋根	階段
	間仕切壁（耐力壁）	外壁（耐力壁）					
PH2F							
PH1F							
15F							
14F							
13F							
12F							
11F							
10F							
9F							
8F							
7F							
6F							
5F							
4F							
3F							
2F							
1F							
B1F							

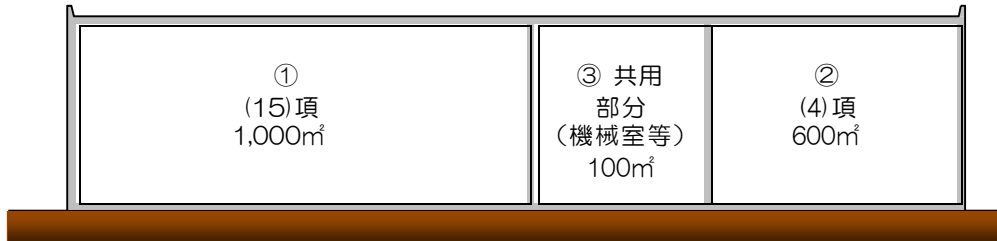
建築物の部分	間仕切壁（耐力壁）	外壁（耐力壁）	柱	床	はり	屋根	階段
最上階からの階数							
1							
2	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	30	30
10							
11							
12							
13							
14							
15	2時間	2時間	3時間	2時間	3時間		
16							

第3 政令第9条の取り扱い

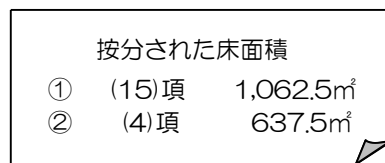
1 用途の按分

用途の按分は、第3-1図の例により算出すること。

(例1)



No.	床面積の合計	③をそれぞれの用途で按分(1式)	③を(1式)の割合に応じて按分
①	1,000 ㎡	$① / (① + ②) = 0.625$	$① + (③ \times 0.625) = 1,062.5 \text{ ㎡}$
②	600 ㎡	$② / (① + ②) = 0.375$	$② + (③ \times 0.375) = 637.5 \text{ ㎡}$
③	100 ㎡		

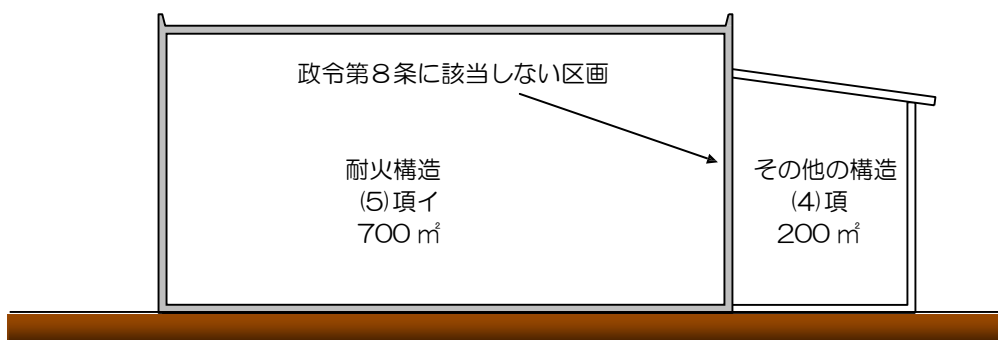


第3-1図

2 建築構造が異なる場合の取り扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、政令第9条の規定により用途ごとに取り扱うこととする。
(第3-2図参照)

(例2)



政令第11条第2項が適用され、屋内消火栓設備の設置義務はないものとする。

第3-2図

3 共用される部分がある場合の取り扱い

各用途と共用される部分がある場合、政令第9条及び第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い5により、当該共用される部分について、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。（第3-3図参照）

なお、消防用設備等の設置を要する場合、当該按分した共用された部分を含め、設置すること。

（例3）



共用される部分（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按 分 計		従属する床面積
(4)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²
(5)項イ	8,000 m ²	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m ²
(15)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²

地階部分に、政令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

第3-3図

4 非常電源の取り扱い 複合用途防火対象物で、消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 m²未満の場合、当該用途に供される部分に設置する 非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。

ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

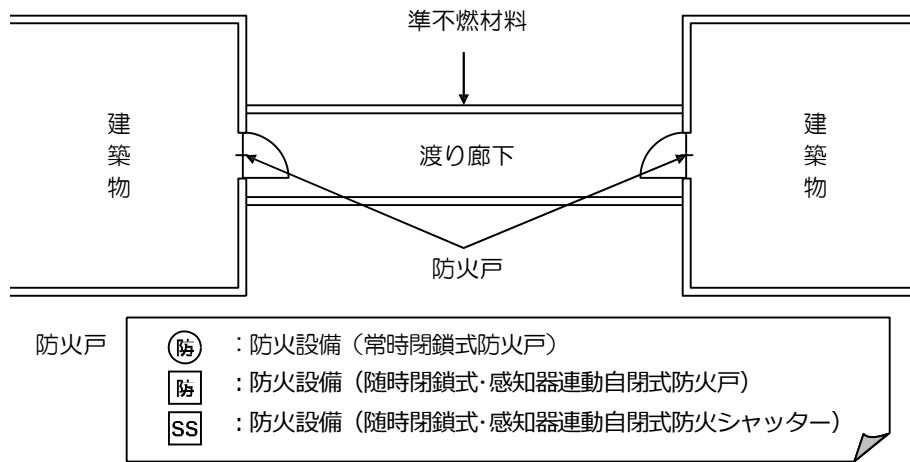
第4 渡り廊下で接続されている場合の取り扱い（令和6年3月まで）

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の1から4までに適合している場合、別棟として取り扱うことができる。

1 吹き抜け等の開放式の渡り廊下を除き、次によること。（第4-1図参照）

- (1) 建築物の両端の接続部分には、防火戸を設けること。
- (2) 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。



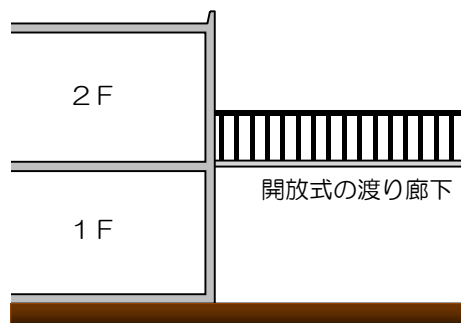
第4-1図

※ 吹き抜け等の開放式の渡り廊下とは、次のいずれかに適合するものであること。

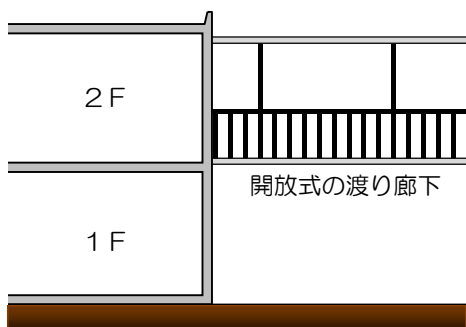
（第4-2図参照）

- ① 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの。

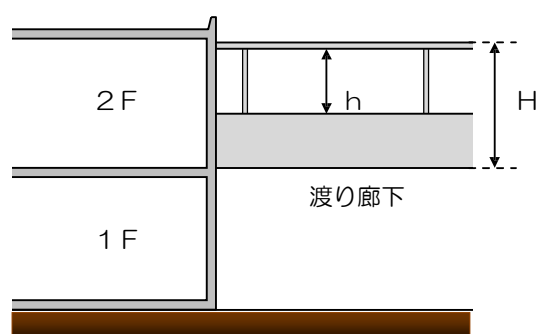
（例1）



(例2)



(例3)

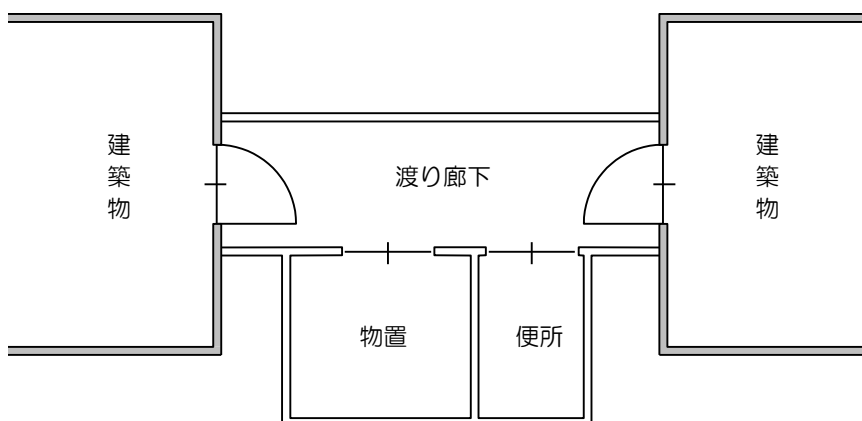


開放された部分 (h) $h \geq 1/2H$ 又は 1m

第4-2図

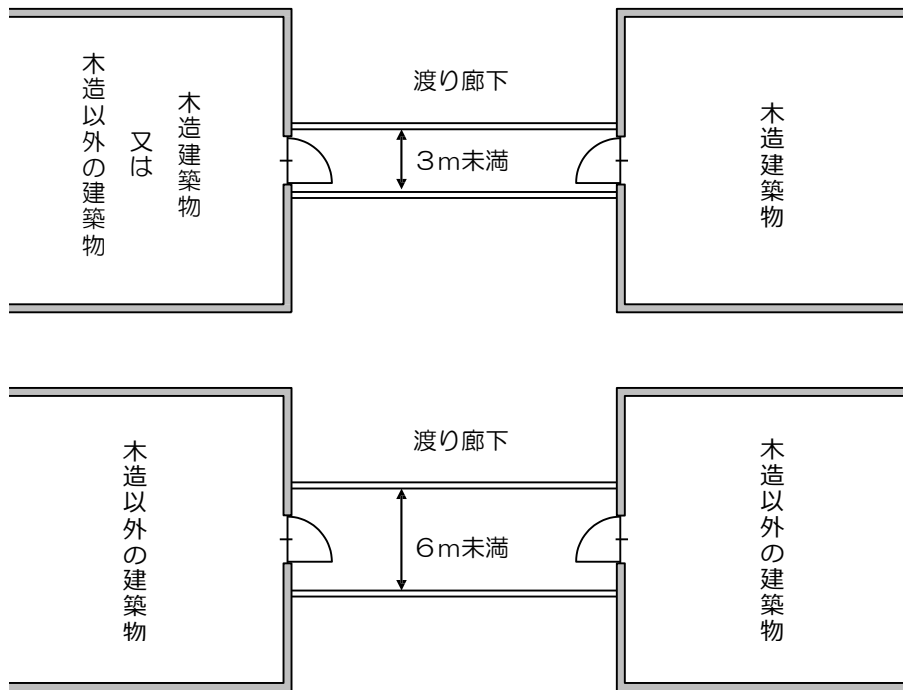
2 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

したがって、第4-3図の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



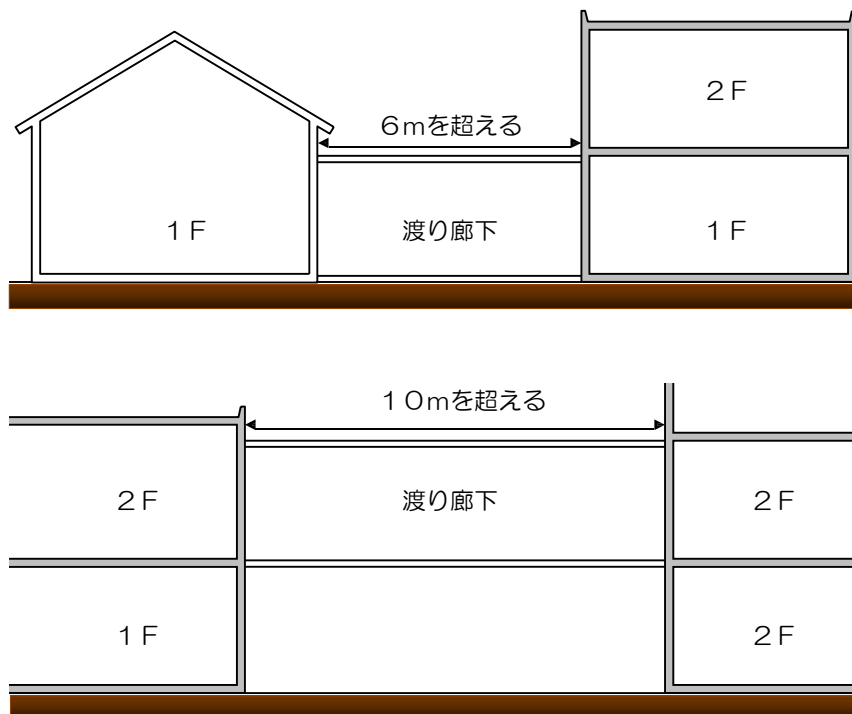
第4-3図

- 3 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第4-4図参照）



第4-4図

- 4 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（第4-5図参照）

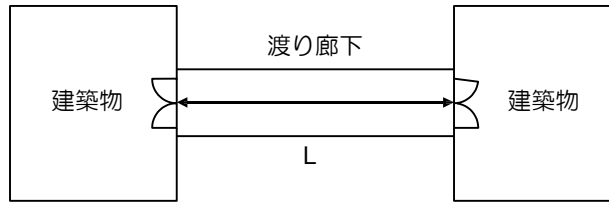


第4-5図

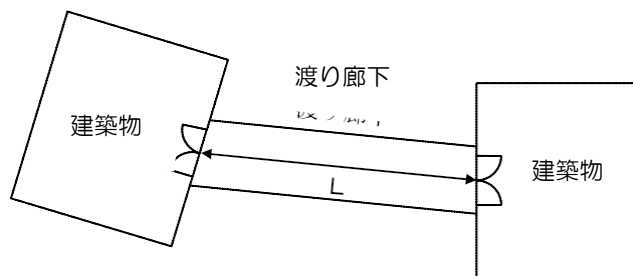
なお、建築物相互間の距離（L）は、次によること。

- (1) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。（第4-6図参照）

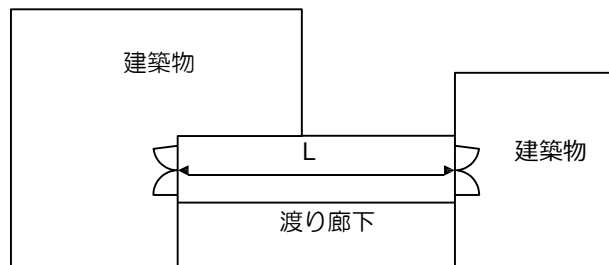
(例1)



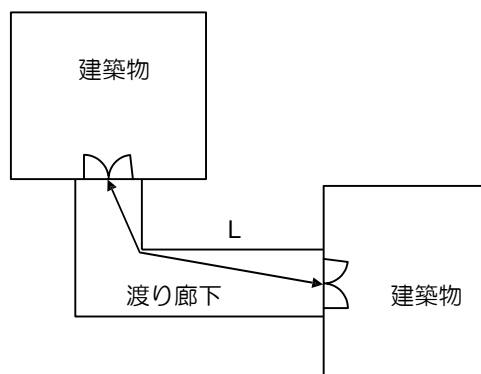
(例2)



(例3)

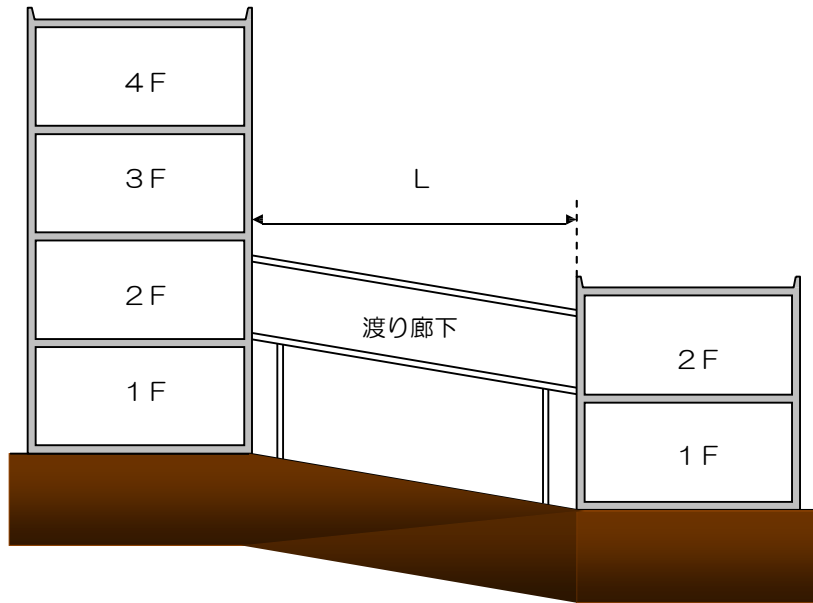


(例4)



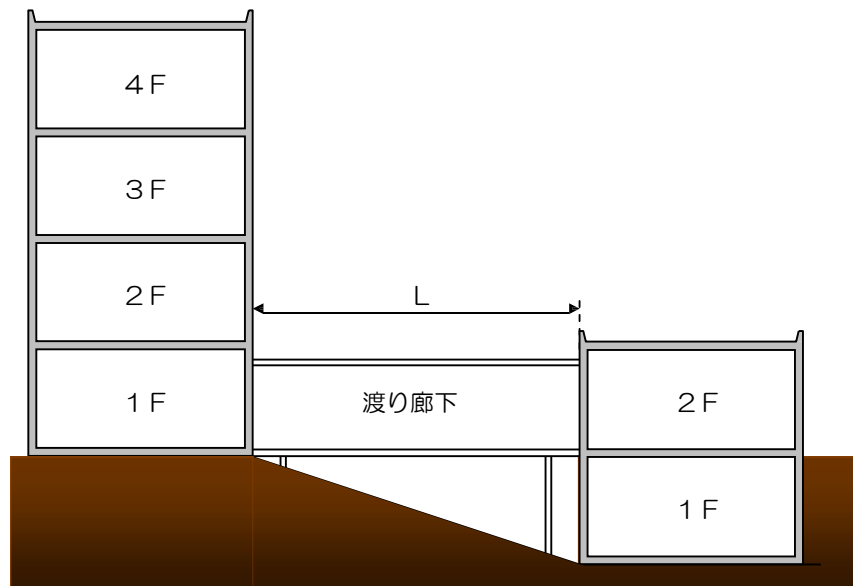
第4-6図

- (2) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。
 (第4-7図参照)



第4-7図

- (3) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。
 (第4-8図参照)

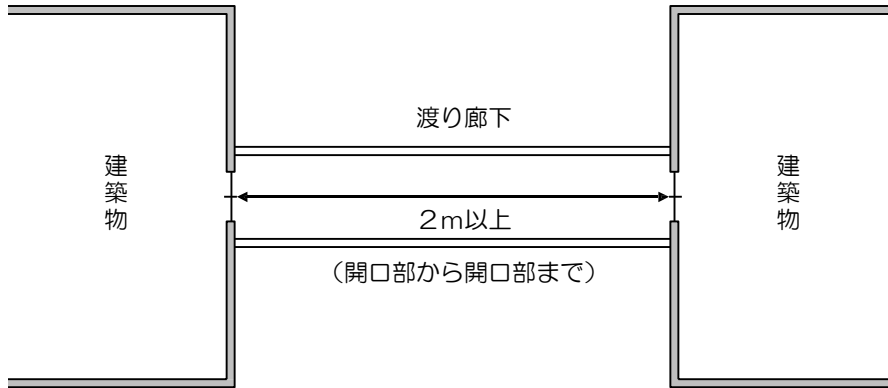


2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)

第4-8図

5 前4に適合しないものであっても、次の(1)から(3)までに適合する場合は、4と同等の取り扱いができるものであること。

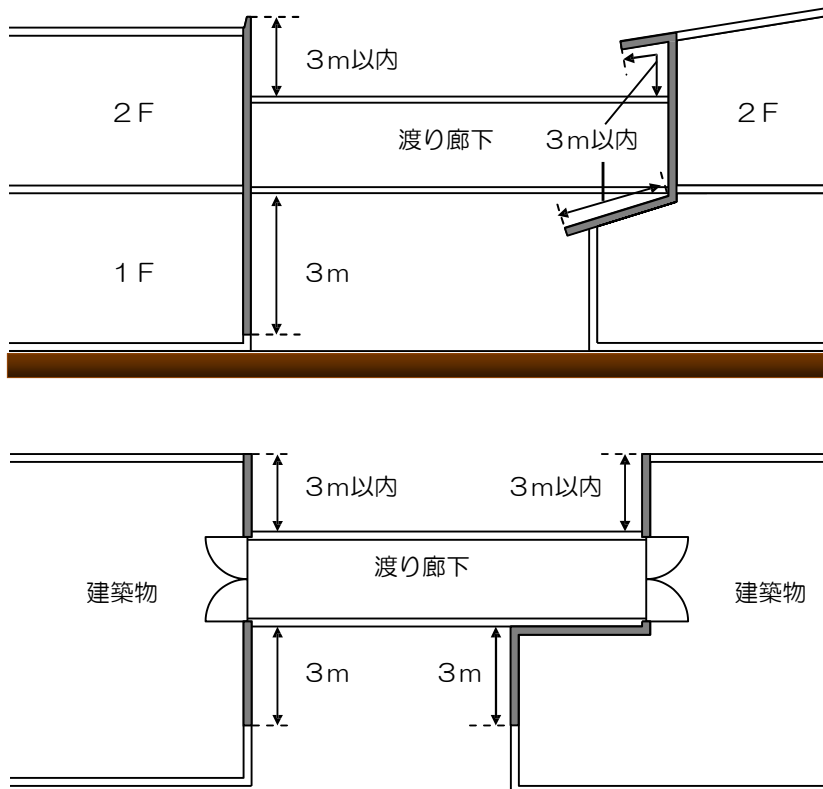
ただし、いずれの階であっても2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあっては、1m）以上とすること。（第4-9図参照）



第4-9図

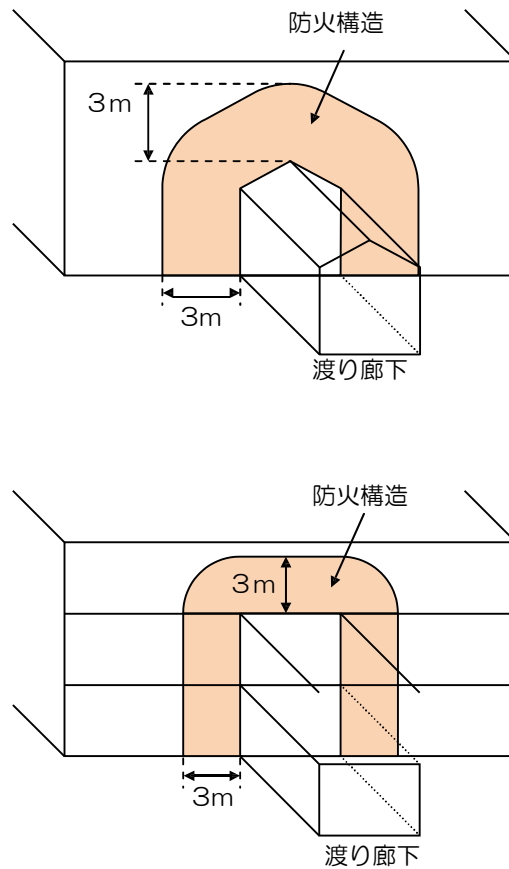
(1) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(2)において同じ。）については、次のア又はイによること。

なお、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。（第4-10図参照）



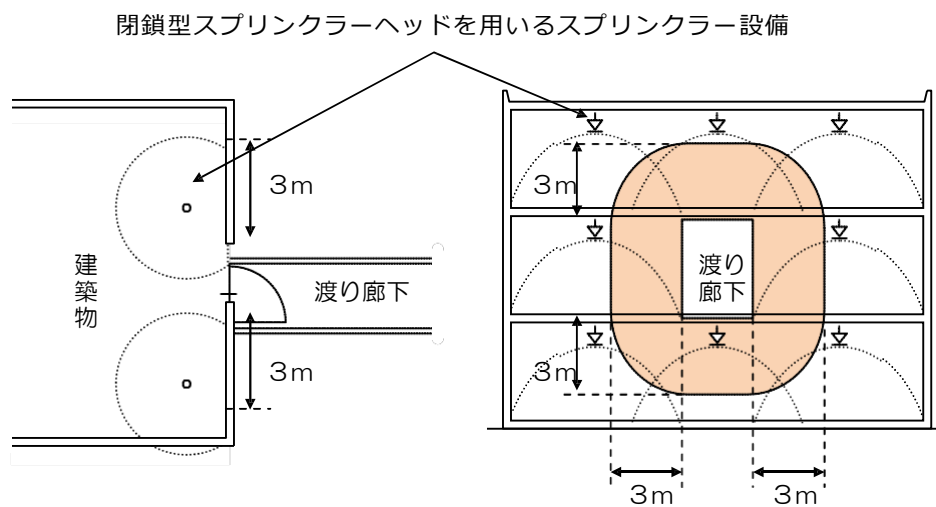
第4-10図

ア 建築物の外壁は防火構造、屋根にあっては準耐火構造で造られていること。
 (第4-11図参照)



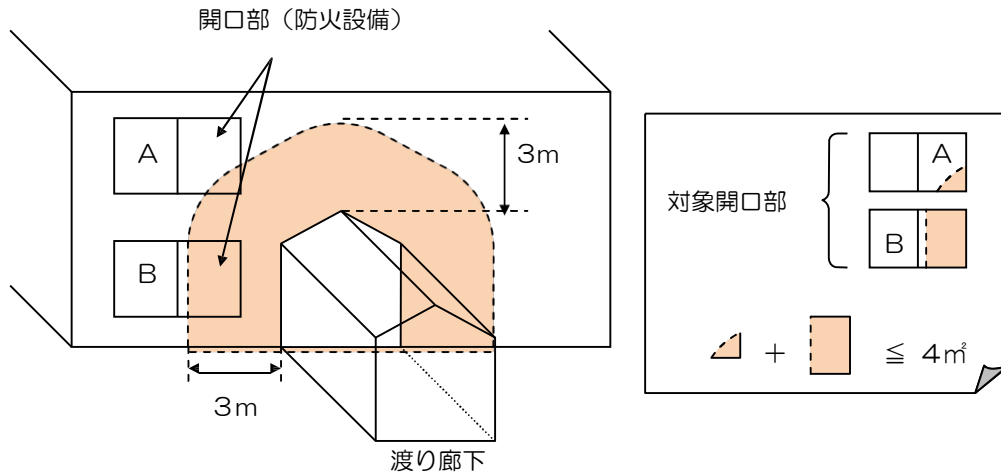
第4-11図

イ ア以外のものについては、防火構造の壁その他これらに類するもの、又は政令第12条第2項の基準の例により設置されたスプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。(第4-12図参照)



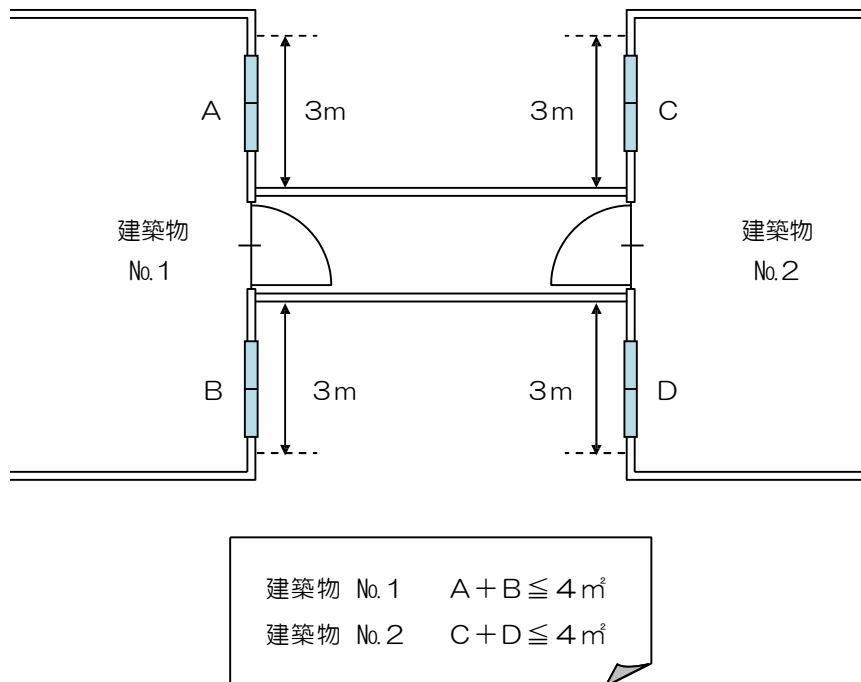
第4-12図

- (2) 前アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。
 ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。
 (第4-13 図参照)
 (建築物相互間の距離が3m以上で、準不燃材料で造られた渡り廊下にあつては、開口部面積を問わないことができる。)



第4-13図

面積4㎡以内の開口部とは、第4-14 図のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合、各々側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第4-14図

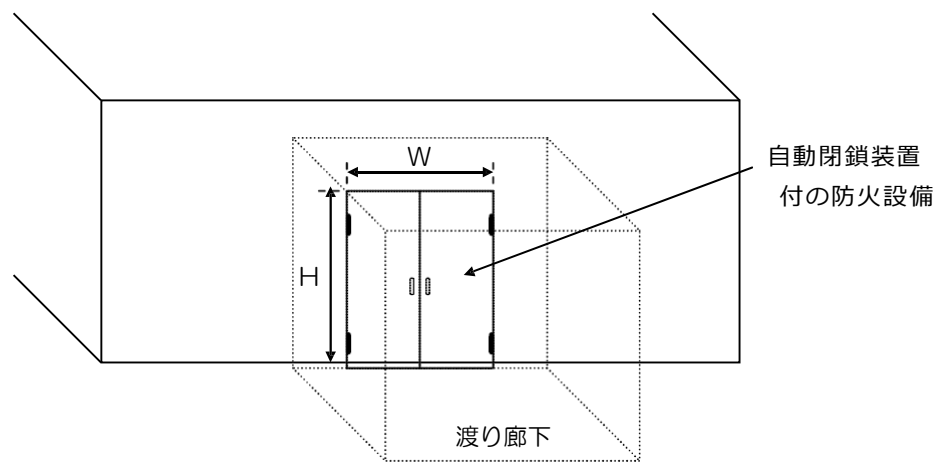
(3) 渡り廊下については、次のア又はイによること。

ア 吹き抜け等の開放式であること。

イ ア以外のものについては、次の(ア)から(イ)までに適合するものであること。

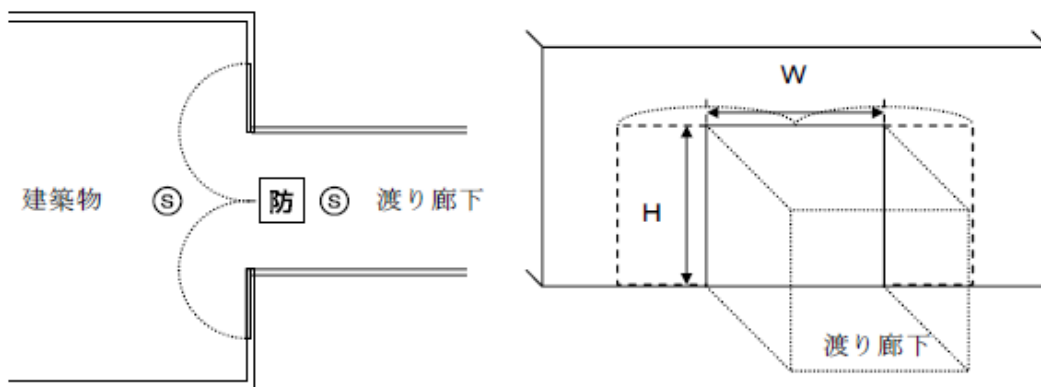
(ア) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で造ったものであること。

(イ) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。(第4-15図及び第4-16図参照) 防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸を設けること。



$$W \times H \leq 4 \text{ m}^2$$

第4-15図



防 : 防火設備 (随時閉鎖式・感知器連動自閉式防火戸)
S : 煙感知器

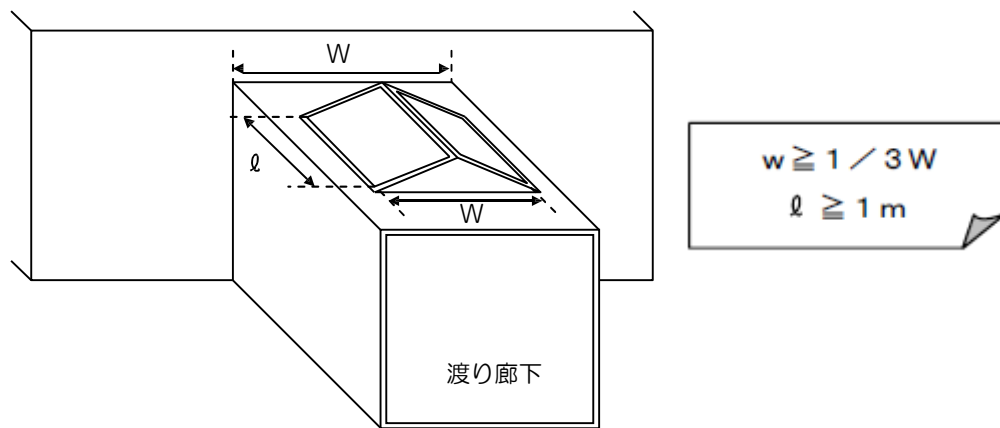
第4-16図

(ウ) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

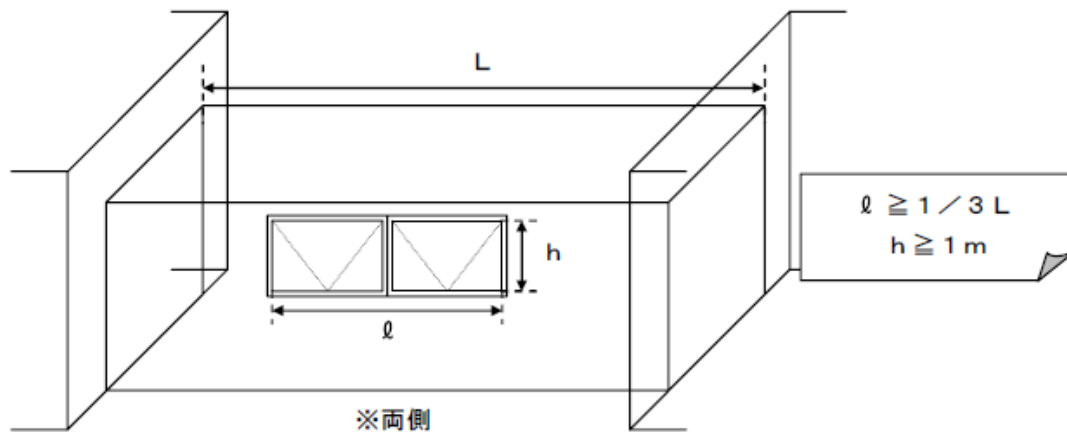
ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $\frac{3}{10}$ 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $\frac{3}{10}$ 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

(第4-17図及び第4-18 図参照)



第4-17図



第4-18図

b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が附置されていること。

※ 自然排煙口及び機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。

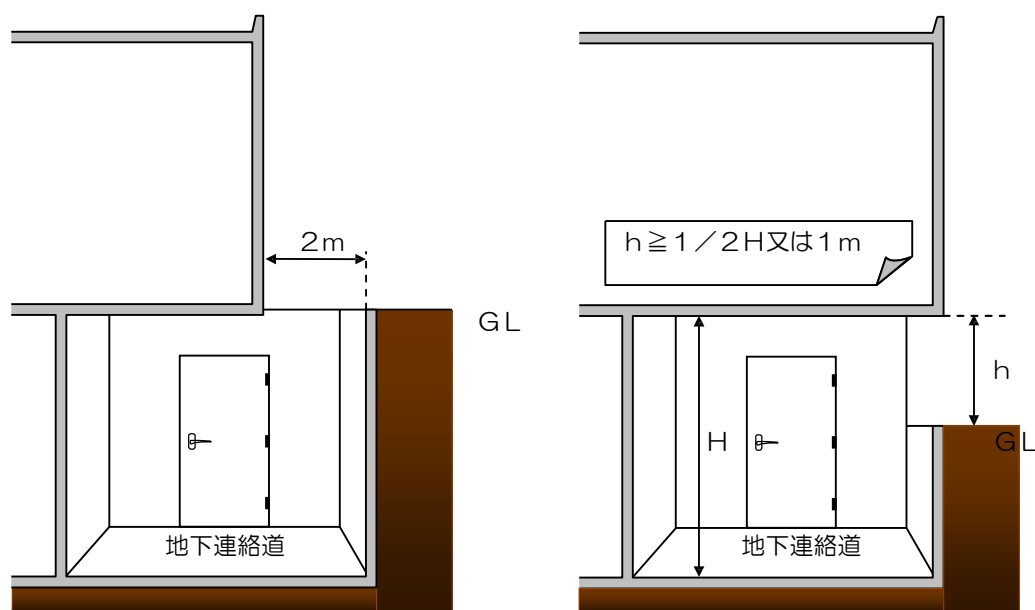
第5 地下連絡路で接続されている場合の取り扱い

建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の1から8までに適合している場合、別棟として取り扱うことができる。

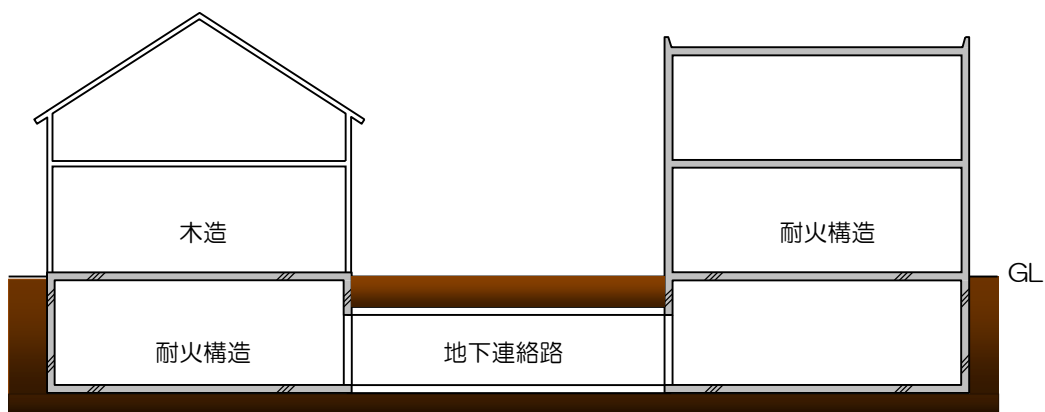
※ 天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、次のいずれかに適合するものであること。
（第5-1図参照）

- ① 連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。
- ② 側壁部分が開放されているものは、第4渡り廊下の取り扱いの開放式の渡り廊下の基準によるものであること。



第5-1図

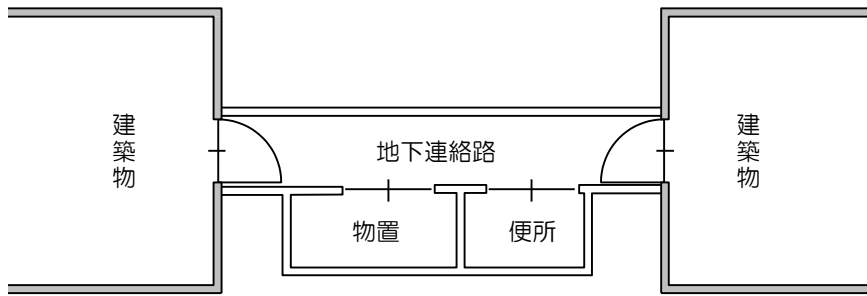
- 1 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。（第5-2図参照）



第5-2図

2 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

したがって、第5-3図の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



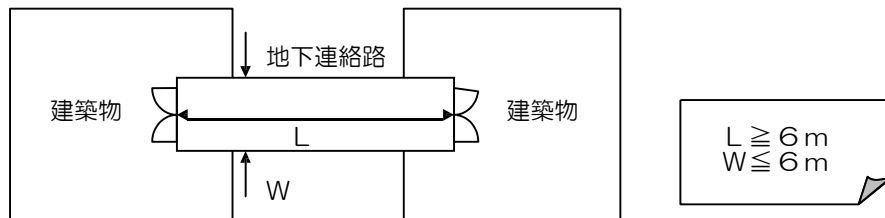
第5-3図

3 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。(第5-6図参照)

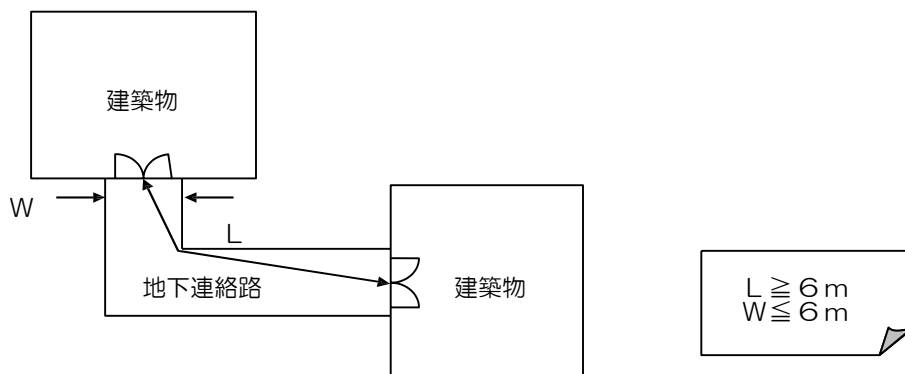
4 地下連絡路の長さ(L)地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員(W)は6m未満であること。(第5-4図参照)

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さを2m以上とすることができる。(第5-5図参照)

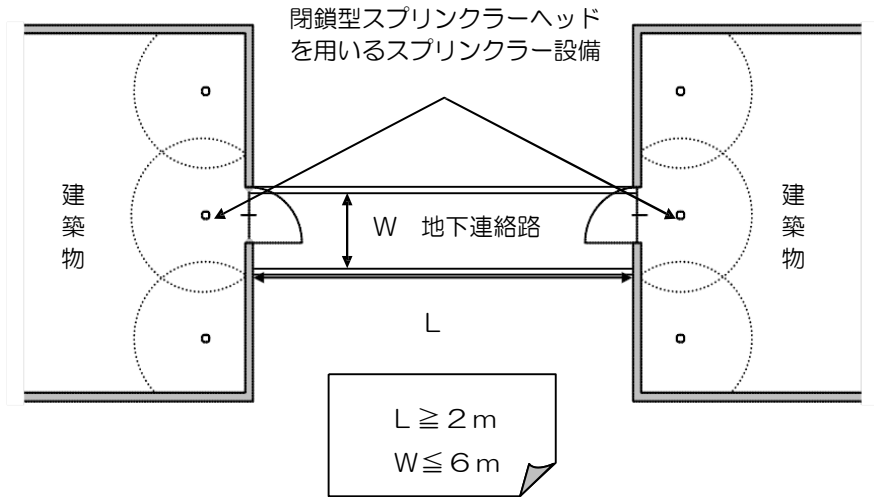
(例1)



(例2)

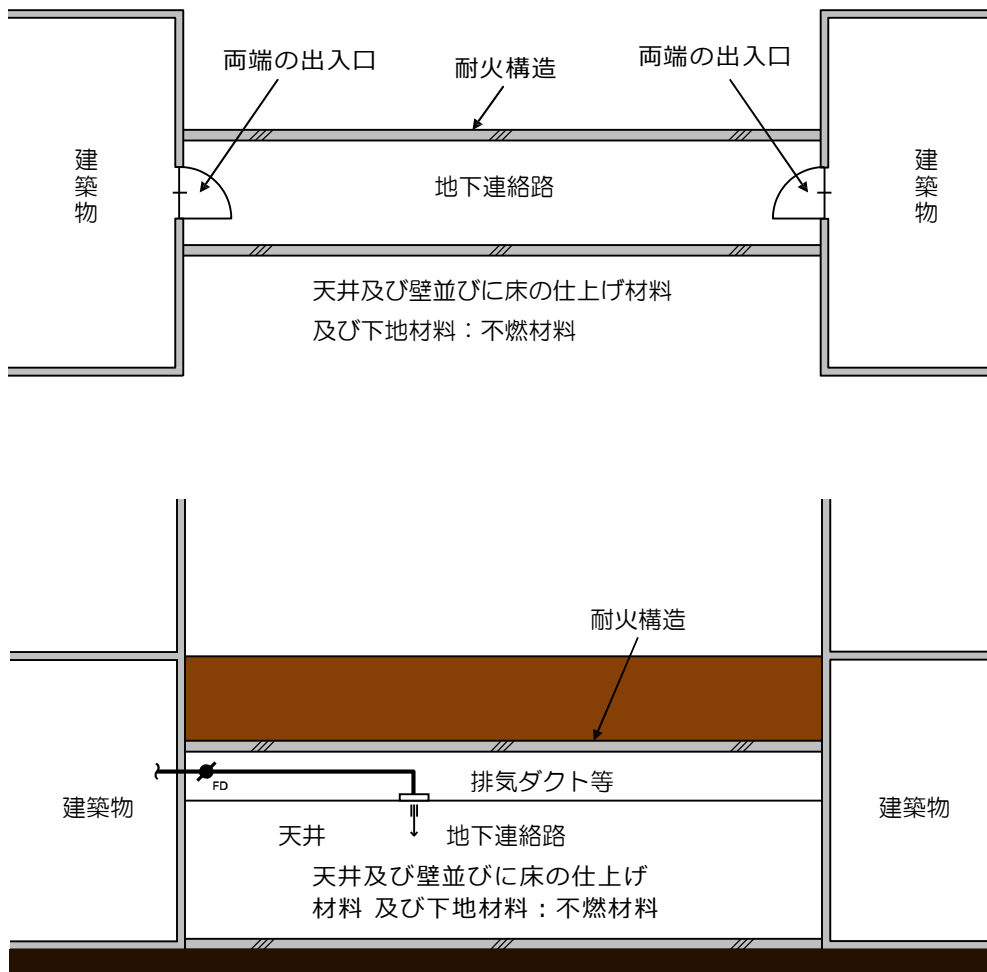



第5-4図



第5-5図

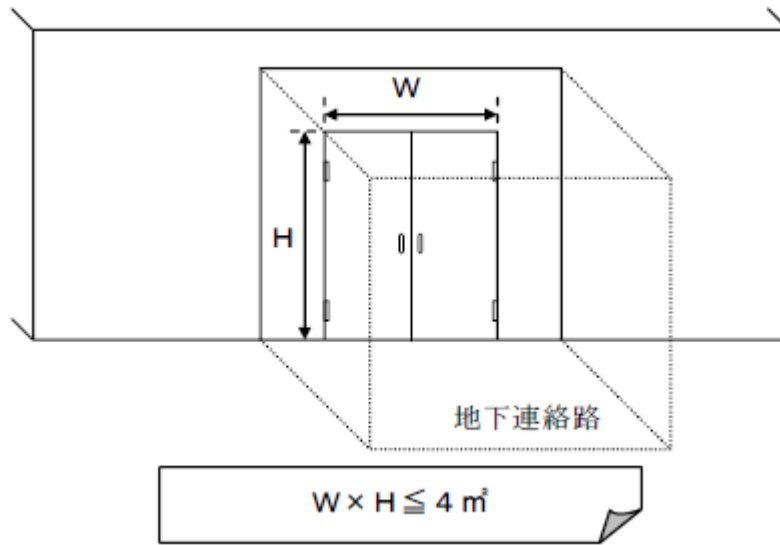
5 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。（第5-6図参照）



 FD : 防火ダンパー

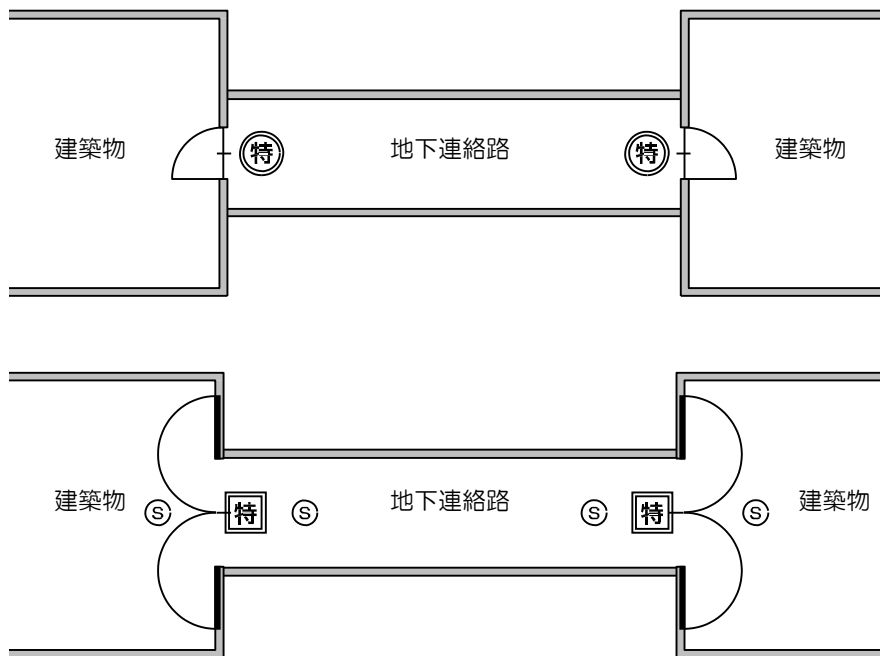
第5-6図

6 前5の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。(第5-7図)



第5-7図

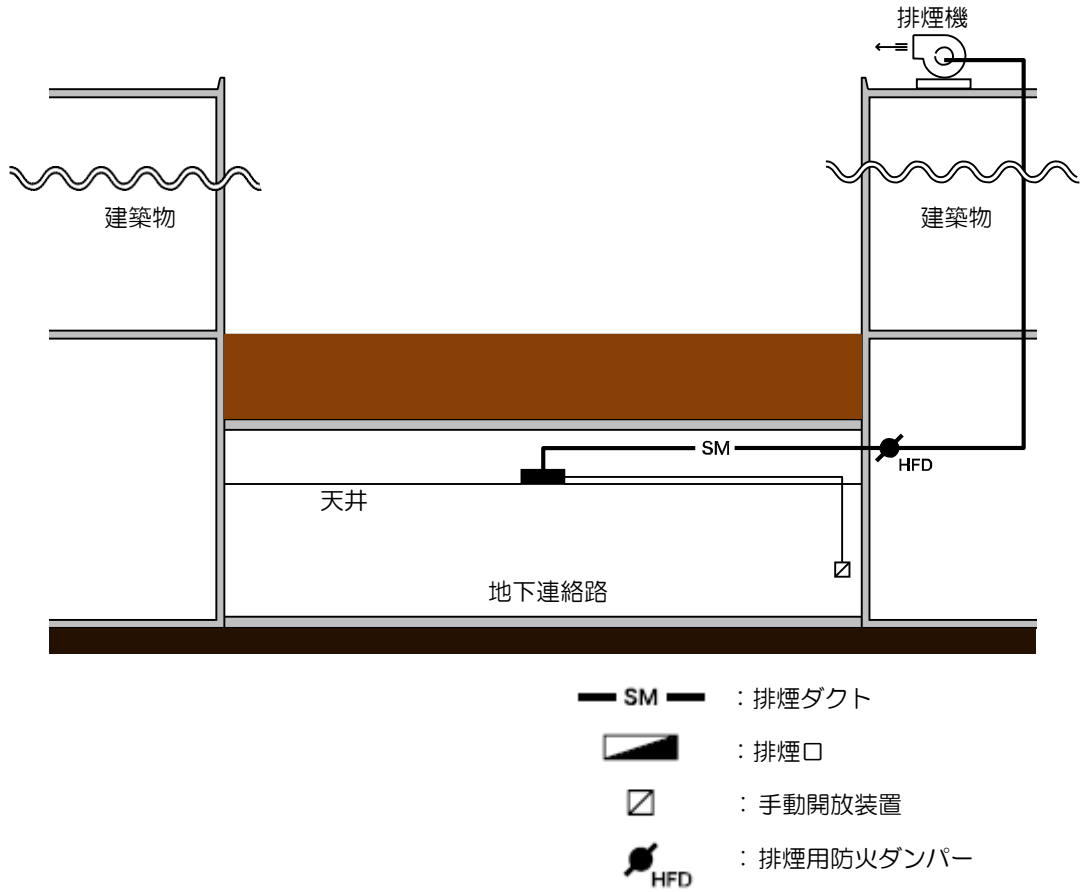
7 前5の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。(第5-8図参照)
 特定防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の特定防火戸を設けること。



- Ⓧ : 特定防火設備 (常時閉鎖式防火戸)
- Ⓧ : 特定防火設備 (随時閉鎖式・感知器連動自閉式防火戸)
- Ⓢ : 煙感知器

第5-8図

- 8 地下連絡路には、第4 渡り廊下の取り扱い5 (3)イ(ウ)により排煙設備が設けられていること。
 (第5-9図参照)
 ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。



第5-9図

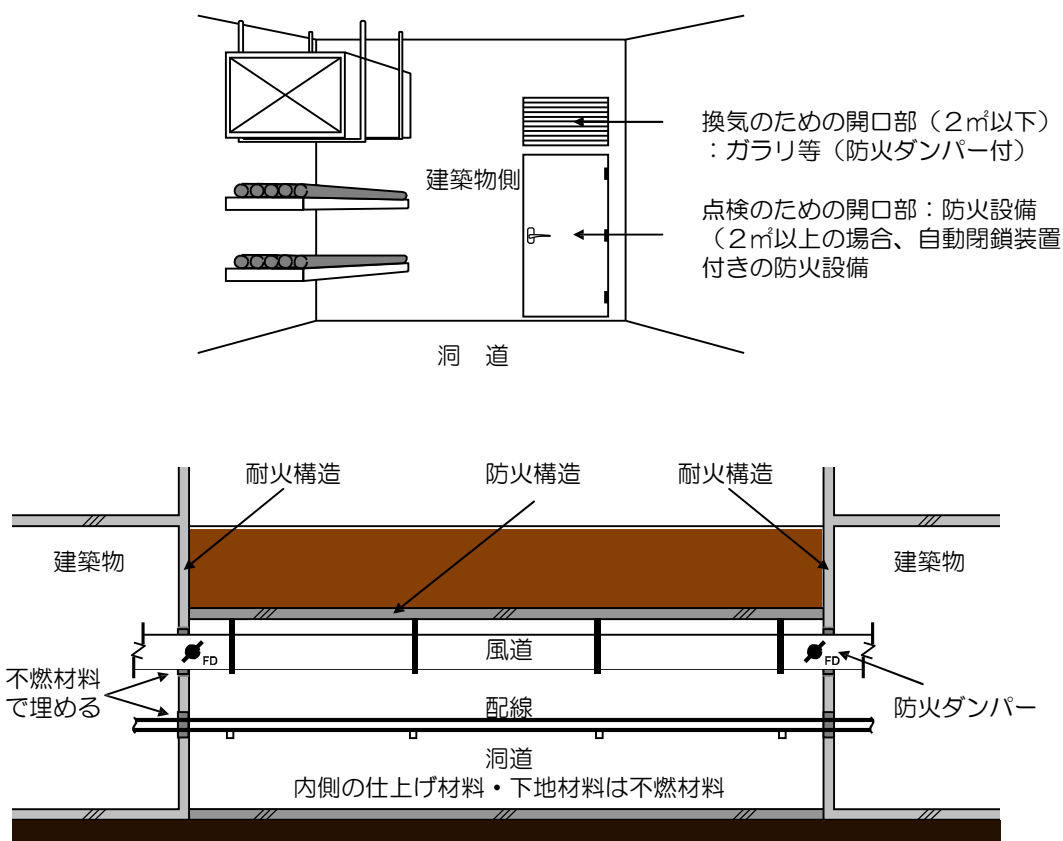
第6 洞道で接続されている場合の取り扱い

建築物と建築物が洞道で接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の1から5までに適合している場合、別棟として取り扱うことができる。

(第6-1図参照)

- 1 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので 2m^2 以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 2 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- 3 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。
ただし、洞道の長さが 20m を超える場合にあっては、この限りでない。
- 4 前1の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が 2m^2 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- 5 前1の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



第6-1図

第7 消防法令上の内装規制

政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条第1項及び第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）及び第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取り扱いは、次によること。

- 1 壁については、建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲となること。
- 2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。
- 3 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、内装規制の適用を受ける壁として取り扱うこと。ただし、室内に面する部分の表面積が各面（各壁面及び天井面）の面積の10分の1以下の場合にあつては、内装規制の対象としないものとする。
- 4 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げる場合は、内装規制の適用を受ける壁として取り扱うこと。
 - ア 床に固定又は固定はされていないが、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの
 - イ 床面からの高さがおおむね1.5m以上で、用途の形態により、別空間となるよう設けられた室を形成するもの
- 5 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた場合は、内装規制の適用を受ける壁として取り扱うこと。